

執行停止決定、代執行手続き開始後、辺野古はどうなるのか？

---本体工事などまだ始まっていない。あらゆる知事権限を行使して工事強行を阻止しよう！

第1. 知事の「埋立承認取消し」と、政府の「執行停止」決定、「是正勧告」

1. 経過

- * 第3者委員会が報告書提出。「埋立承認には瑕疵があった」（7月16日）
- * 防衛局が一部の護岸工の実施設計と環境保全対策の「事前協議書」提出（7月24日）
- * 国と県が「1ヶ月の作業中断」（8月10日～9月9日）、「集中協議」で合意（8月4日）
- * 県、臨時制限区域内でコンクリートブロックの潜水調査（8月31日～9月11日）
- * 国と県の集中協議決裂（9月7日）。新協議会を設置
- * 知事、埋立承認の取消しを表明（9月14日）
- * 知事、国連で演説（9月19日～9月24日）
- * 知事による「聴聞」。防衛局出席せず（10月7日）
- * 知事、前知事の埋立承認の取消し（10月13日）
- * 防衛局長、国土交通大臣に知事の埋立承認取消しの行政不服審査請求と執行停止を申立
- * 知事、意見書と弁明書を国土交通大臣に送付（10月21日） 全文950頁（証拠3000頁）。
「沖縄米軍基地の背景にあるもの---沖縄戦の悲劇にいたる沖縄差別」「沖縄における基地形成史」の部分が157頁。
- * 国土交通大臣、執行停止を決定（10月27日）。同時に地自法に基づく「是正勧告」⇒「代執行」の手続きに。
- * 防衛局、「工事着手届」を県に提出（10月28日）
- * 防衛局、「本体工事着工」と発表（10月29日）。（実際は旧米軍兵舎解体工事の片づけ作業）

2. 政府がとった「不信招くあざとい手法」（10月27日 沖縄タイムス社説）

- (1) 防衛局長が行なった行政不服審査請求の執行停止申立を認め、知事の承認取消しを「効力停止」
 - ・ 国土交通大臣の執行停止決定 決定書はわずか4頁。
- (2) 閣議で、承認取消処分の是正を図るため、地自法に基づく代執行の手続きに入ることを決定
 - ・ 国土交通大臣が、地方自治法245条の8第1項に基づき、知事に対して本件取消処分を取り消すよう「是正勧告」することとし、10月28日、「勧告文書」を知事に送付。

3. 国の行政不服審査請求の違法・不当性 ー国土交通大臣の執行停止決定の問題点

- (1) 国による行政不服審査請求の問題点 ー国は行政不服審査請求の的確を有していない。

* 行政不服審査制度の目的 ー「国民の権利救済」

「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」（行政不服審査法第1条（目的））

* 本件埋立承認出願は国としての「固有の資格」に基づくものであり不適法

- ・ 私人は「免許」、国は「承認」。公有水面埋立法では異なる扱いがされている。（竣工手続、「期間内」の制限、罰則等）
- ・ 基地提供という外交・防衛にかかる条約上の義務の履行が目的。日米合同委員会による臨時制限区域の設定等 ⇒一般私人が立ち得ない国家としての立場

* あまりに粗雑な今回の執行停止決定の判断理由

- ・ 「ここでいう『免許』及び『承認』は、その文言は異なるものの、いずれもそれを受けなければ適法に埋立を行えないこと、また、同じ審査基準によって知事の審査を受けることに鑑みると、申

立人が国の『固有の資格』において本件承認を受けたものと解することはできない」(決定書3頁)

*** 地方自治の本旨に反する**

(2) 執行停止決定の問題点 ——同じ国の機関内での「執行停止」決定は不当

*** 執行停止の要件該当性** 行政不服審査請求の執行停止は次の場合に可能 (行政不服審査法第34条)

①重大な損害を避けるための緊急の必要がある場合、②公共の福祉に重大な影響を与える場合

*** 今回の執行停止申立の理由** (沖縄防衛局長「執行停止申立書」 P64 小括)

- ・「普天間飛行場周辺に居住する住民等が被る航空機による**事故等に対する危険性及び騒音等の被害の除去が遅れることになり**、万が一、事故等が生起すれば、当該住民等の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすことになり、当該住民等の生命、身体及び財産に係る安全を確保し、生活環境を保全することができなくなる」
- ・「日米首脳会談や「2+2」会談という外交の最高レベルにおいて確認された、普天間飛行場の辺野古への移設が大幅に遅延し、**米国との信頼関係はもとより、日米同盟に悪影響を及ぼす可能性があり、外交・防衛上重大な不利益を生じさせることになり**、さらに普天間移設事業を予定どおりに進められないことによる経済的不利益が生じることから、本件承認取消し処分の効力を停止する緊急の必要が明らかに認められる」⇒これこそ**国としての固有の資格**

*** 今回の執行停止決定書の問題点** ——防衛局の主張をそのまま認めた

・「普天間飛行場周辺に居住する住民等が被る事故等に対する危険性及び騒音等の被害の継続や、米国との信頼関係や日米同盟に悪影響を及ぼす可能性があるという外交・防衛上の不利益が生じ、これらの重大な損害を避ける緊急の必要性があるとする申立人(防衛局長)の主張は相当であると認められる」

⇒知事が指摘した、「普天間の5年以内の運用停止」、「国は、普天間周辺の基地被害を長年放置してきた」等については全く触れず。海兵隊の撤退を止めてきたのは日本政府ではないか。

・あまりに杜撰な決定書の内容 全文950頁の知事意見書に対してわずか4頁

(4) 「是正勧告」から「代執行」の手續開始

*** 10.28の国交相の「勧告」**

「翁長知事の違法な埋立承認の取消処分は著しく公益を害する。」(10.27国土交通大臣)

「5日以内に取消処分を取消すよう勧告します。」

⇒行政不服審査請求の裁決は未だなのに、取消処分を違法と判断したのは何故か？

(5) 2つの法廷闘争が始まる——しかし前途は多難

*** 国 —— 「是正勧告」から「代執行訴訟」**

・県が是正勧告を不履行の場合、国交相が高裁に提訴。負けた方が最高裁に上告

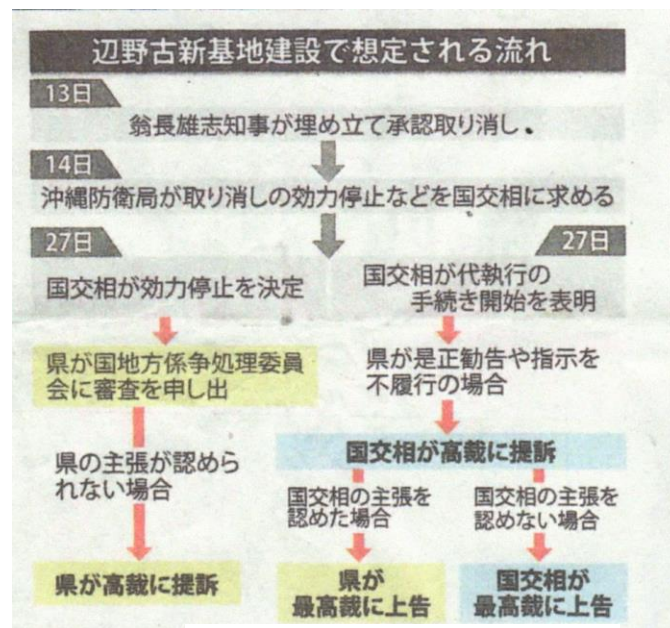
*** 県 —— 「国地方係争処理委員会」へ審査申し出**

・総務相が任命した5名の有識者で審議
・委員会は90日以内に審査。県が審査結果に不服がある場合、30日以内に高裁に提訴。

・ただ、審査請求の「裁決」は委員会審査の除外対象となっており、委員会が受理するかは不明。

⇒「その場合は提訴は困難か？」 県は、違法な「裁決」「執行停止決定」は除外対象ではないと主張

か



(沖縄タイムス 2015.10.25)

<問題点>

* 国も法廷闘争に踏み切った以上、少なくとも裁判所の判断が出るまでは事業を停止すること。

*裁判所の判断に期待はできない。門前払い、敗訴の場合でも、県は頑張り続けられるか？

第2. 執行停止後、防衛局の作業強行を阻止するために

1. 防衛局、県のアセス条例に基づく工事着手届を提出（10月28日）

*埋立本体部分の工事着手届 工期：2015.10.29～2020.10.31

（飛行場部分の工事着手届は昨年6.30に提出済。今回、防衛局は陸上作業ヤード等の基地内の工事に着手すると言っているが、それは埋立本体部分の着手届ではなく、昨年の飛行場部分の着手届の範囲の工事）

*実際には本体工事着手はまだまだ先（後述）---国の「パフォーマンス」にすぎない。

*実施設計の事前協議も終えていないのに工事着手届を出すことは認められない（後述）。

*防衛局、「埋立本体工事に着手したと発表」（10.29）---米軍兵舎解体工事の鉄筋や殻の片づけにすぎない

2. 海上ボーリング調査の再開

*工期の大幅延期 9月30日までだったが、来年3月31日まで延期

・シュワブ（H25）地質調査（その2）---H26.5.31 契約。21 地点（平均水深-3.0m）。現在、3地点が残っている

・シュワブ（H26）地質調査 ---H27.1.7 契約。 3 地点（平均水深 -33m）。2 地点が残っている

*大幅延期の理由

・大浦湾での「音波探査（地層調査）」の追加 ←今ごろになって追加された理由は？

・実際は、知事がボーリング調査が終ればフロートの撤去を求めているため、それを避けるためではないか？

*「シュワブ（H26）地質調査」の業者名は今も非公開。やはり「中央開発」であれば大問題

*海上ボーリング調査のためと称していた「仮設岸壁（栈橋）」は設置するのか？

2. 実施設計の事前協議の扱いについて

(1) 防衛局が提出した事前協議書---ほとんどは辺野古側の浅瀬部分の護岸工

*県が埋立承認の際に出した「留意事項」---『工事の実施設計』について事前に県と協議を行うこと。」

*防衛局は7月24日、一部の護岸工の実施設計と環境保全策の「事前協議書」を県に提出

・ボーリング調査が終わった浅瀬部分の護岸工（22種類のうち12種類）だけの設計図（別紙参照）

・県の主張 「全体の工事について協議が必要。部分的な申請では環境保全策の検討はできない。」

(2) 埋立承認願書の「設計の概要」の「施工順序」の変更となり、知事に設計概要変更申請が必要

*「防衛局は部分的な協議を先行して本体工事に着手することを検討」（15.9.13 琉球新報）

*「埋立地の用途もしくは設計の概要の変更等」には知事の承認が必要（公有水面埋立法 13-2）

*埋立承認願書の「設計の概要」、「設計概要説明書」に記載された「施行順序」「施行方法」

・「汚濁防止膜、陸上作業ヤード、辺野古ダム両側の土砂の採取、工事前仮設道路等から着手。護岸工事は、大浦湾最奥部のA護岸から。」（A護岸は今回の事前協議に含まれていない。）

⇒これを変更する場合は、知事に設計概要変更申請が必要

(3) 防衛局、一方的に事前協議の打ち切りを宣言

・国は一方的に「事前協議は終了」と通告（10.27）

「県は、10月13日に知事が埋立承認を取消したことから、『協議を行うことはできない』と防衛局に通告した。防衛局はこの県からの文書をもって「協議は終了した」と主張。

・県は、執行停止決定書を確認後、防衛局に協議再開を通知

「県は、『留意事項は、承認の際に防衛局に付けた条件とも言えるもの。留意事項を無視して工事に着手するのであれば、承認撤回の理由となり得る』と指摘している。」（琉球新報 15.10.29）

・防衛局の事前協議は、12種の護岸工に関するものだけ。---それ以外の工事に着手することはできない。

3. 防衛局、ボーリング調査完了前に工事着手を明言 ---最初に予想される工事について

- ・井上防衛局長、9月18日の記者会見で「最初の工事は『仮設ヤード』『仮設道路の設置』と明言
- ・「当面、作業ヤード、仮設道路等、シュワブ基地内の陸上部の工事に着手する予定」

(1) 「陸上仮設ヤード」工事

- ・辺野古崎先端近くの旧米軍兵舎解体箇所跡（護岸工のためのブロック等の製作、保管箇所）
- ・1工区 仲正組（2億1793万円、2工区 ツナミ組（1億2420万円） どちらもH26.11.6契約
- ・「陸上作業ヤード管理業務」は11.20に開札。⇒契約は12月初
⇒現場の管理業者が決定するのは12月初めであり、作業ヤードの着工はそれからとなる。
- ・米軍兵舎解体工事も7未完了。 名護市の文化財調査もまだ終わっていない。
- ・「陸上作業ヤード」の工事開始前に県が赤土条例をもとに立入調査すべき
陸上仮設ヤード整備に関する赤土等流出防止条例に基づく防衛局の事業行為通知書は1.16に翁長知事が承認してしまっている。

(2) 「仮設道路」工事

ア「工事中用仮設道路A、B、C」---シュワブ基地西側から辺野古漁港へ

イ「工事中用仮設道路①、②、③」---昨年12月5日、仲井真前知事が設計概要変更を承認

*工事中用仮設道路①---国道329号線を高架橋で渡り大浦湾へ

*工事中用仮設道路②、③---ほとんどは海上部に造成される

石材を入れた「根固め用袋材」を海に並べ、その上を碎石舗装

・仮設道路の路盤材には旧米軍兵舎を解体したコンクリート殻が使用される。

「皆様のご懸念は承知しましたので、その点については防衛局と話しをします。」(10.7 防衛省交渉)

⇒この結果を聞く！

・これらの「根固め用袋材」はすでに基地内に大量に準備されている。(15.1.17 ニュース23等)

仮設岩壁のために用意された「根固め用袋材」「港湾築堤マット」の転用か？

⇒仮設岸壁の造成はどうするのかを聞く！

*これらの工事中用仮設道路造成も、本来なら県との実施設計協議が必要だが、防衛局は無視か？

・「仮設の場合、県との実施設計協議の対象にはならない」(井上防衛局長 2015.6.14 タイムス)

・「仮設ヤード、仮設道路等の仮設物については実施設計協議の対象とはならない。」

「沖縄県も仮設物については実施設計協議の対象ではないと言われています。」(10.7 防衛省交渉)

⇒県の担当者は真っ向から否定。防衛省の担当者は、福島議員の再質問に対して、「県の担当者等の調整の細部については、お答えを差し控えます。」と逃げている。 **⇒この点について追求！**

*工事中用仮設道路の造成は、切土・盛土が1000㎡以上のため、県に赤土等流出防止条例の手続き必要

工事中用仮設道路A、B、C 切土面積 19,800㎡ 盛土面積 17,800㎡

工事中用仮設道路①、②、③ 切土面積 3,800㎡ 盛土面積 12,500㎡

第3 今後の作業強行を阻止する知事権限について

1. 埋立承認の撤回

*知事は、「承認取消し」とは別に、承認後の事由を理由として「埋立承認」の撤回ができる。

県民の世論、留意事項違反（実施設計の事前協議の一方的打ち切り、環境監視等委員会の問題）、---

2. 埋立本体部分の岩礁破碎許可（昨年8.28）の取消し

*許可範囲外へのコンクリートブロックの投下。サンゴ礁の破壊

3. 今後の「設計概要変更申請」をいっさい承認しない

*一旦取り下げた「美謝川の切り替え」「土砂運搬方法の変更」の変更申請の再提出 ⇒不承認

* 昨年の設計概要変更申請 (2014. 9. 3)

1. 工事前仮設道路の追加 ⇒承認 (2014. 12. 5)
2. 中仕切護岸の追加 ⇒承認 (2014. 12. 5)
3. 美謝川切替ルートの変更 ⇒取り下げ (2014. 11. 27)
4. 埋立土砂運搬方法の一部変更 ⇒取り下げ (2015. 1. 15)

* 「美謝川の切替」について

- ・埋立承認願書では、辺野古ダムの支流を利用し、シュワブ基地第2ゲート付近から埋立区域の北側に新しい水路を造成するとされていた。 ⇒辺野古ダムの管理者・稲嶺名護市長の反対で頓挫
- ・昨年9月の変更申請では、ほぼ現在の流路に沿って暗渠化(長さ:1km以上)するというものだったが、環境への影響を危惧する県の承認が得られそうにないことから、昨年11月に取り下げた。
- ・美謝川の河口付近は、最初に埋立工事を行う箇所。美謝川の流路が決まらなければ着工できない。

* 「土砂運搬方法の変更」について—最初の埋立に使用される

- ・辺野古ダム周辺から200万立方メートルの土砂を埋立に使う予定。埋立承認願書では、辺野古ダム西側の土砂(Bブロック、Cブロック)を辺野古ダム水面上に設けたベルトコンベアでAブロックに運び、さらに国道329号線上に高架のベルトコンベアを設置して大浦湾に運ぶとされていた。

辺野古ダム上にベルトコンベアを設けることも稲嶺名護市長が認めないため、辺野古ダム西側の土砂は、国道329号線をダンプトラックで運ぶよう変更申請された。⇒その後取り下げ

* 今後も、施工順序の変更をはじめ、何度も設計概要の変更申請が必要

- ・知事が承認しなければ工事継続は不可能。「国“八方ふさがり”」(2105.4.20 琉球新報)

4. 今後、本体工事の前に汚濁防止膜を設置するために286ケもの巨大なコンクリートブロック(57トン102ケ等)が投下される。⇒そのための新たな岩礁破碎許可を与えない。

工事名	コンクリートブロック (汚濁防止膜のアンカー用)	コンクリートブロック (係留シンカー)
中仕切岸壁新設工事	57 トン (3.65×3.65×1.85) 102ケ	37.5 トン (3.0×3.0×1.8) 24ケ
	44 トン (3.35×3.35×1.70) 38ケ	
	12 トン (2.20×2.20×1.10) 48ケ	
ケーソン新設工事(1工区)		37.5 トン (3.0×3.0×1.8) 26ケ
汚濁防止膜等工事	44 トン (3.35×3.35×1.70) 48ケ	

*埋立承認願書では、埋立本体部分の護岸工に入る前に、大浦湾に汚濁防止膜(延長約3Km)を設置。

- ・浮沈式汚濁防止膜 2,521m カーテン部 7m
波浪等の影響が大きいのでアンカーとして海底に巨大なコンクリートブロックを投下する必要。
総数286ケ (57トンのブロックが102ケ)
- ・固定式自立型汚濁防止膜 412m カーテン部 5~11m
海底を平らにするため石材を入れた根固め用袋材(412トン)を投下。

*これらのコンクリートブロック、根固め用袋材の投下はアセスの評価書、埋立承認願書には記載がなかった。

*これらのコンクリートブロック、根固め用袋材の投下場所は、埋立本体部分の外側であり、まだ岩礁破砕許可が出されていない箇所。

⇒知事がこの岩礁破砕許可を与えなければ、防衛局は埋立本体工事には入れない。

5. その他の知事権限について

(1) 埋立承認の際の「留意事項4」にもとづく知事の承認事項

*申請書の添付図書のうち、「埋立に用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書」「環境保全に関し、措置を記載した図書」を変更する場合は、知事の「承認」が必要。

(2) 埋立部分のサンゴ礁移植のための「特別採捕許可」の不許可 県漁業調整規則

オオヤドカリの移動 天然記念物の捕獲には文化財保護法に基づく文化庁への許可申請が必要(県の意見)

(3) 赤土等流出防止条例に基づく知事との協議

- ・町田公室長が6月県議会で「新基地建設を阻止するための10の知事権限」の一つとして例示した。
- ・今後、陸上部の工事のためには県に事業行為通知書を出す必要

(4) 各種条例による規制

***土砂規制条例**(公有水面埋立事業における外来生物の侵入防止。6月議会で可決、11月から施行)

- ・「特定外来生物が付着・混入している埋立用材を県内に搬入してはならない。」／「予定日の90日前までに届出なければならない。」／「外来生物侵入の恐れがある場合、県が立入調査を実施し、付着・混入があれば防除策の実施や搬入・使用の中止を勧告できる。」
- ・罰則や強制力はない。「勧告に応じないときはその旨を公表することができる。」

***県土保全条例**(3000㎡を超える開発行為は知事の許可が必要。国や地方自治体の適用除外を廃止)

⇒辺野古ダム両側の土砂採取地に対しても知事の許可が必要となる(次回県議会で提案予定?)

***県生活環境保全条例**(改正)

- ・従来、大気汚染防止法の対象外で規制がなかった非飛散性アスベストの解体工事前と工事後の届出を義務づけるよう改正された。(6月県議会で可決。来年4月から施行)

来年以降もシュワブ基地内の旧米軍兵舎の解体工事が続く。

6. 文化財調査問題——「防衛局は“八方ふさがり”」

*名護市によるシュワブ基地内の文化財調査

- ・名護市教委が、7月7日から試掘調査に入った(来年2月までの予定(「碇石」の調査を除く))。試掘ポイント 11地区 331箇所。
- ・調査完了前の工事着手は禁止されている。(文化財保護法 96条)
- ・美謝川集落関連遺跡群---明治期には30戸の集落。300余年前の宿道も発見。
- ・現在、作業ヤードの場所は予定の半分で中止。工事用仮設道路②の最南部の調査中。

*「碇石」の発見、海域部の調査も

- ・「碇石」は、中世の中国船や琉球船が、木製のいかりを海に沈めるために結びつけられた石の重り。鉄のいかりが普及する以前の11~14世紀に使われた。海底での発見は沖縄でも2例目。
- ・10月中旬に予備調査。その結果で今後の調査予定を検討。
- ・今後、埋立予定地全域で水中遺跡がないかどうかの調査も予定。

*大浦崎収容所等(今帰仁、本部、伊江村民ら約2万人)の



埋葬遺骨の問題

* 名護市議会の意見書(2015.6.30)

・美謝川集落住宅跡地、宿道の保全。遺骨収集

<補足> 現在の環境監視等委員会を解散し、再設置しなすこと

1. 環境監視等委員会とは

* 仲井真前知事の埋立承認の「条件」(留意事項)として設置されたもの

「実施設計に基づき環境保全策、環境監視調査及び事後調査などについて詳細検討し県と協議を行うこと。なお、詳細検討及び対策等の実施にあたっては、専門家・有識者から構成される環境監視等委員会(仮称)を設置し助言を受ける」

* 全 13 委員。H14 年 4 月に設置。現在までに 5 回開催された。

* 会議は非公開。「議事要旨」が遅れて公開されるだけ(2回目の会議は9ヶ月後)。「議事録は作成していない」東清二琉球大学名誉教授(副委員長)「移設を前提とした委員会になっている」として辞意を表明。今回は解散を要求。

2. 相次いで明らかになった環境監視等委員会の問題点 —もう「解散」しかない!

(1) 複数の委員に、事業を受注した業者から多額の「寄付・報酬」

・荒井京大教授 「いであ」から 800 万円／芽根東大院教授 五洋建設、エコーから 250 万円／中村横浜国立大院教授(委員長) 東洋建設から 50 万円／原 NPO 理事長 「地球環境カレッジ」より報酬 200 万円

・菅官房長官「委員会は公平中立な立場で議論が行われている。業者からの寄付や報酬は問題ない」(10.20 新報) 菅「国民から見て疑念を抱かれるような対応は、政府としてするべきではない。」「防衛省で事実確認を行っているところだ。(防衛省は) 事実確認をした上で丁寧に説明するなど対策をしっかりと講じるべき」(10.21 新報)

⇒防衛局、委員への寄付のルール作りを表明(15.10.29 新報、タイムス)

(2) 委員会の運營業務を移設事業を多数受注する業者(いであ)に発注—「保全と監視一括発注」

・2014.3 「シュワブ(H25) 環境保全業務」 2462 万円(落札率 98.8%) H26.4.1~H27.3.31
「環境委員会の運営及び学識経験者・専門家の指導・助言の整理・検討を行う」

・2015.9.30 「シュワブ(H27) 環境監視委員会業務」(JV) 5184 万円(落札率 99.2%) H27.10.1~H29.3.31

・2015.3.10 「シュワブ(H26) ジュゴン監視等業務」 3 億 240 万円(落札率 99.8%) H27.3.11~H28.3.31
この中に「環境監視等委員会の運営」も含まれている。

⇒「保全措置」とそれを「指導・助言」する委員会の運営を同一会社に発注—本来なら別個に発注すべき!

・委員会資料の作成/委員等への事前の資料説明/委員会終了後、委員会の資料及び議事録作成。また、委員会資料等をもとに環境影響評価に基づく事後調査等の報告書を作成する。

・委員の選出にも「いであ」が関与

「以前から知り合いだった(「いであ」の)駐在員から話があり参加した。」(10.21 10.24 新報)

・「いであ」の辺野古関連事業の受注額

「2012~2015 年度に少なくとも 12 件、32 億 1393 万円の新基地建設関連事業を受注」(15.10.21 新報)

「監視委発足後、関連 9 事業で 18 億 9452 万円を受注。この全てが随意契約。(15.10.21 タイムス)

⇒防衛局、「いであ」への環境監視等委員会の運營業務の契約を解除、入札の上、別業者に委託と発表(10.28)

* 委員会の 7 人の委員が、環境影響評価の評価書補正に関する有識者研究会の委員を務めていた

・自らが提言した保全措置について、環境監視委員会で指導・助言 ⇒委員会の公平中立性がない

* 寄付をした業者への防衛局からの天下り

・五洋建設 防衛省の OB が勤務(10.20 琉球新報) ・いであ 2010 年に防衛省からの天下り

* その他、委員会の不適切な運営

- ・第2回委員会での委員会資料を9ヶ月後に改ざんして公表
- ・昨年7月、設計概要変更申請を県に提出した際も、事前に委員会には図っていなかった。